

○高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用取扱要綱

平成25年9月3日要綱第26号

高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町キャラクター及びキャッチフレーズ（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター等」とは、高森町が定めたキャラクター及びキャッチフレーズの基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクター等の使用)

第3条 何人も、営利を目的としないで、個人的には家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクター等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 町が使用するとき。
- (2) 町内の学校及び保育園等で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号のほか、町長が使用を適当と認めたとき。

(使用の許可申請)

第4条 申請者は、高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の信用または品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターのデザインを第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 町長が使用について不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を許可するときは、高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用許可（変更）通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

3 町長は、使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用許可期間)

第7条 使用許可期間は、許可日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを

限度とする。更新する場合は、再度申請書を提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。ただし、キャラクターの色については、町長が個別に認める場合この限りではない。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 第5条の許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 当該使用に係る物件の完成品を、町長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) キャラクターを用いた商品、宣伝又は広告に際して、著作権者及びキャラクター名(「高森町キャラクター 柿丸くん」又は「Takamori Town, Kakimaru」)を、その商品、包装又は広告等に必ず明示すること。

(許可内容の変更)

第9条 使用者が許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用変更許可申請書(様式第3号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、許可内容の変更が適当と認めた場合は、申請者に高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用(変更)許可通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の許可後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の段により使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により許可を取り消したときは、その理由を明記した高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用不許可通知書(様式第4号)を使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、許可取消しの通知があった日以後、当該許可に係る商品を使用してはならない。
- 4 町長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 町は、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

- 2 使用者は、キャラクター等の使用によって第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(利用の非独占性等)

第12条 この要綱による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与し、かつ、当該許可に係る物件、使用者等に町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 町は、この要綱による使用許可の申請に要した費用及びキャラクター等の使用に係る経費又は役務について負担しないものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名) 印

高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用申請書

下記のとおり、高森町キャラクター及びキャッチフレーズを使用したいので申請します。
なお、使用にあたっては高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用取扱要綱を遵守いたします。

記

使用名称 (何に使用するか)	
使用目的 (なぜ使用するか)	
具体的な内容 (どのように使用するか)	販売 ・ 非売 ・ その他 ()
使用場所 (どこで使用するか)	
使用期間 (いつ使用するか)	年 月 日 ～ 年 月 日 ※期限：1年を経過する日以後の最初の3月31日まで
数量・サイズ (いくつ・大きさ)	
担当者名	
電話番号	

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要書
- ③その他参考資料

年 月 日

様

高森町長

高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用（変更）許可通知書

年 月 日付けで申請のありました高森町キャラクター及びキャッチフレーズの使用（変更）について許可します。

なお、使用に関しては高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用取扱要綱を熟読し、使用条件が付されている場合は厳守するようにお願いいたします。

記

使用名称	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用条件等	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

高森町長 様

使用者 住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名) 印

高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用変更許可申請書

年 月 日付けで許可を受けた高森町キャラクター及びキャッチフレーズの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許可を受けていること	変更したいこと
使用名称 (何に使用するか)		
使用目的 (なぜ使用するか)		
具体的な内容 (どのように使用するか)	販売 ・ 非売 ・ その他 ()	販売 ・ 非売 ・ その他 ()
使用場所 (どこで使用するか)		
使用期間 (いつ使用するか)	～ 年 月 日 年 月 日	～ 年 月 日 年 月 日
数量・サイズ (いくつ・大きさ)		
担当者名		
電話番号		

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②当初の使用許可通知書
- ③その他参考資料

様

高森町長

高森町キャラクター及びキャッチフレーズ使用不許可通知書

申請のありました高森町キャラクター及びキャッチフレーズの使用については、下記の理由により許可しないこととします。

記

不許可の理由等	
---------	--

別図（第2条関係）

